

豊後田染庄における建武内乱前後

— 田染神主宇佐氏の田染氏への転化をめぐつて —

野 田 秋 生

1

田染神主宇佐氏は、もと田染庄の庄官として宇佐宮から派遣された家であり、宇佐宮番長職を兼務する権大宮司家永弘氏の庶流である（大分県史料「永弘」文書）¹の解説。

田染庄に宇佐氏が派遣されたのがいつ頃のことか、今つまびらかにし得ないが、永弘文書に宇佐氏の名が初めて見えるのは多分、文永元（一二六四）年の宇佐吉基の申状案である。尤も、これより早く貞応三（一二二四）年、宇佐末利なるものが永正名内長野栗林を売つているが（永弘二）、永正名は宇佐氏の本領とされており、あるいはこの宇佐末利が、神主宇佐氏の同文書における初登場であるかもしれない。

前記宇佐吉基の子が、西法宇佐春基であるが、この春基以後、ようやく同氏の動きが同文書の上でやや明瞭になつてくる。

春基の登場は、弘安一（一二七八）年の豊前・豊後両国内宇佐宮御領配分状案においてであるが（○永弘七），この配分状案には、永正名内松尾屋敷加前田廿と得太郎一類などの所從が出て来る。この永正名は、春基の父吉基が、文永一年に藤原太子から売得したものであるが、太子には、本主吉近の手から右近将監貞綱を経て譲られたものであつて（永弘三），本主という用語から見て、それは名主職であつたと思われ、その文永元年、二十余年以前に野仲郷司から買得した恒任名安堵の外題を求めているのも、同じ名主職に関するものと思われる（永弘五）。（註¹）ついで春基は、正応元（一二八八）年に、行成名の名主職を、本主元清以来相伝し來つた清常から買得しており（永弘二），また永正四（一二九六）年の神官宇佐定基申状によれば、定基は求正名雨引新田壹反武拾代以下の田畠屋敷を甲乙人の手より買得しているが（○永弘一），これも名主

職に関するものと思われ、これと同時に安堵の外題を求めて

いる春基から譲られた末久名田畠屋敷等以下の田畠屋敷荒野

等も同じだと思われる。つまり、少なくとも十三世紀の宇佐氏は、こうした名主職の集積の上に強い在地性をもつ土豪的勢力を築いていたと考えられるのである。

田染庄に入つた当初の庄官宇佐氏の經營形態がどのようなものであつたかはわからないが、田染庄立券が寛弘から康和頃の約百年間のことであり、しかも封民の出作田・籠作田等を中心とする立券であつた（中野脩能氏「宇佐宮」とその別符の成立）とすれば、その庄官は、ここでとりあげた宇佐氏でなかつたとしても、おそらくは直接經營の形態がとられていたのではないか。しかし、少なくとも長治元（一一〇四）年には同庄内に糸永名が成立しており（到津文書）、ついで建久四（一一九三）年には行成名が見える。また同庄内の名を時代的に分けてみると、弘安八年図田帳以前には吉丸名・糸永名・恒任名・行成名・永正名の五箇であるが、弘安以後建武までに新らしく形成・末久・末次・重安・金丸・近弘・重房・光並・篠原・小手則名などがあらわれている。この傾向は隣接する他郷庄にも共通するが、史料的制約を計算に入れるとしても、十一世

紀から十二世紀一杯にかけて急速に名が成立して来たとしてよいであろう。（註⁴）

ところで、庄内にこうした名が成立して来ると、宇佐氏の庄園經營は間接經營形態に移行せざるを得なくなる。こうして庄官宇佐氏が神領に対し間接的にしか対し得なくなつたことは、庄内田畠屋敷に対する庄官の把握力を弱める事であり、いわゆる地頭の非法の脅威を強く感じなければならなくなる。

庄官春基が行成名々主職を買得し、その子定基が永正名雨引新田以下を甲乙人の手から買得集積して庄官名を拡大しているのは、単に庄官という地位のもつ重みだけでは庄内をもはや把握できないという在地の情勢の変化に対処する為の方策ではなかつたかと考えられるのである。（註⁵）

註¹ 註² 参照

註² ここで問題になつてゐるのは「下作職」であるが、「行成名々主沙弥西法（春基）」という記述があり、同時に「神用米以下所済物」がこれに附属していることから考えて、下作職とは明らかに名主職のことである。してみれば本主元清とは名主元清だと考えて差支えなかろう。

註³ 甲乙人が所持しているとすれば名主職と考えるのが穩當であろう。

註4 十二世紀後半になると畿内においては初期名田經營の分解お

よび在宅等の進化の結果としての新名の成立期であるが、田染

庄の場合たとえば糸永名は寛元三(一二四五)年においてさ

え糸永保とよばれることもあつた(永弘三)のであり、在宅等の

進化は十四世紀を待たねばならないのである。この点は後述。

註5 これら新しく集積拡大した庄官名をどういう形で經營したか

は、重要な問題だが詳かでない。但し、これらの中に多数の居

屋敷、蘭が含まれていることは注意すべきであろう。

2

宇佐春基の子定基が初めて永弘文書に登場するのは弘安二

(一二七九)年である(永弘一)。尤も、この年以前に武家小

田原宗忍なるものの亡父蓮仮の所領であつた篠原名と、定基

の祖吉基以来相伝の地たる来縄郷内小野名との相博を行つた

ものは春基であつて、弘安二年以来宗忍が押領していること

を定基は訴えただけであるかもしがれず、だともれば永仁二(

一二九六)年、春基の代官として、小田原四郎左エ門尉の、

田染庄恒任名田畠屋敷以下の押領に関して守護太友親時に訴

え出た(永弘二)のが同文書に登場する初めとなる。しかし何

れにせよ十三世紀末に活動を始めた定基の生涯の前半は、こ

の二つの事件に見られるように極めて精力的に武家側の所謂

庄園侵略と戦い、従つて領家の利益を維持保全することに費
やされているのである。

尤も、定基がそういう線で活潑に活動できたのは、後述するようく彼の果断な性格にもよるであろうが、たまく、おそらくは元寇神恩に対する特別なはからいとして(「地頭の系譜」)、正和の神領興行のあつたことが、彼に活動の機会を提供したものであつたろう。この正和興行に関する、社家を代表する定基の訴状は、正和二年に集中して非常な数にのぼりその殆んどが勝訴に終つてゐる。

例えは弘安二(一二七九)年の権擬少宮司兼番長宇佐保広の申状によれば、田原別符地頭は、これより先、地頭代が領主妙直を殺害した件につき地頭得分・守護所役を停止せられ御供免田となつた利行名の井溝甲水を打止める乱妨を行つているが(永弘一)、このような武家側の攻勢によつて、庄内田畠は興行え法施行までに多く押領されていたのである。(註3)

それらの中では、ここでは田染庄重安名に関する神官忠基と同庄糸永名地頭曾弥崎道西との争論をとりあげてみよう。忠基は、後に活躍する宣基とともに定基子息であるが、彼が外曾祖父能重法師から相伝した重安名田畠および尾崎屋敷三箇所、為延屋敷二箇所を、尾崎右エ門三郎入道行信が知行して

いるが、これは往古神領であるから興行之法に任せて糸返せらるべしと訴えたのが事の始まりである。ところが、これに對して糸永名地頭曾弥崎道西は、当名（即ち糸永名）は祖父慶増が文永十一年、地頭職として持領以来、知行相違なき所であり、當名内にある尾崎行信及び藤原氏女以下名主が請作している田畠屋敷を重安名と号するのだが、これを忠基が一円神領と称して、（もと／＼地頭進止の糸永名中にあるのに）地頭をさしあいて行信ら名主に召文を為したのであつて、これは奸謀の至りであるという申状を出している（永弘一）。これに対する鎮西下知状は、重安名が糸永名内であるということを支える証はなく、且つ名中名あるは普通之儀ではないとして、道西の申状を否定している（同文）。

重安名の名は、水弘文書では多分、水仁七年の田染行信御供田寄進状であろうが（永弘一）、この田染行信とは即ち尾崎右エ門三郎入道行信であると考えて間違いなかろうから、この地を行信が作っていたことは確かである。只、それが糸永名とは別の重安名への出作の形での請作であつたか、又は道西のいうように糸永名内での請作關係であつたかはさだかでない。しかし、もし鎮西下知状にいう忠基の提出した寛元二

年以後数通社裁以下証文等というものが信用できるとすれば多分これは前者であつたといふことができるだろ。

従つて道西の重安名は糸永名内であるという主張は、地頭進出区域の拡大を狙つたものであり、忠基はその防衛の行動に出たことができる。だからこの争論は、庄官宇佐氏対地頭の、その進止区域をめぐる争いであると一応はいえる訳である。しかし問題は単にそれだけにとどまらない。

重安名を糸永名内と主張することによつて興行之法のラチ外におかれることは、行信ら名主にとつて、自己の請作している田畠屋敷に対する権利を強化するものである筈である。だから訴訟裁判の結果、八坂道海というものを通じて行信に催促した所が、果然、行信は散状に及ばずという態度に出ているのである。その為、行信らの知行を停止して社家に返付せしめよという執達が出る（永弘一）のであるが、もと／＼件の田地についての興行之法に關係するのは行信と忠基なのであり、それらの点から考えるとき、この争論の本質は、基本的にには社家を代表する田染神主宇佐氏と、成長しつつある名主との対立である、といわねばならないのである。田染庄に隣接する来縄郷内小野名において、弘安二年以来、小田原宗

忍と定基との間に争論が行われているが、正和六年、その内小野名（号増）の本主妙室が、興行之篇に任せて下知を給わるとき、いざさか所存を申した所、御下知違背・狼藉という沙汰があつたので、やむなく本文書を定基に返渡したということがあり（永弘一）、ここにも神主宇佐氏対名主という対立が見られるのである。

従つて重安名の場合、基本的には宇佐氏対名主という対立があり、地頭は名主側に立つことによつて自己の進止区域をひろげようとしているものだと考えられる。もちろん名主側の主張に、未だ地頭によつてしか表明せられず、表面的には神主宇佐氏と地頭道西の相論という形をとり、名主対宇佐氏の対立は、いわばそれに内包される形になつてゐるといえる。

従つて、正和二年を中心とし頻出する田染神主宇佐定基と、小田原宗忍、その従者信覚・小田原泰郷・道西ら武家側との争論の背後に、そのような動きがかくされていたのではないか、と考えができる。

ところで、むろん鎮西奉行は九州における幕府権力を代表するものである。してみると、（傍路にそれとなるかもしれないが）以上のことから考えて、建武・南北朝内乱の

前夜にあたる時期のこの地方には、名主・地頭対幕府・社家という戦線が対立していたということになるであろう。

それはともかくとして、正和興行は、大部分が社家側の勝利に終つたのである。しかしそれは表面のことであつて、名主層の成長を喰い止めることができないと同時に、武家側の攻撃も続くのであつて、例えば正和四年には挾間智覚（小田原四郎左エ門）というものが恒任名に刈田狼藉をしており（永弘一）、かつて糸永地頭通幸の押領した若宮口（仁王講・料所）吉松尻二反・石丸一反・松尾祠子蔭内田畠一町を、通幸死後、子息道西が引き続き押領している（永弘一）。また元応一（一二九）年には、田染辨分の雜掌盛久というものが、刈田放火以下の狼藉があつたことを報告している。

このように興行之法の施行は容易なことではなかつたようであるが、その為に正和五年、豊後国宣として田染庄永正・恒任並須加牟田・加良木田等を興行之法に任せて定基に領掌せしむべしという執達があり、これに基いて翌年、宇佐宮政所から同じ内容の下文が田染庄に対して出されている（永弘一八五）。

こうして正和興行前後、即ち一三一〇乃至二〇年頃までは

田染神主宇佐氏の動きは、極めて明瞭に社家側に立つていた
ということができるのである。

註¹ 建武後高田市田染に小田原の地名がある。おそらく田染庄の最西端に位したろうと思われる。小田原氏はこの地に居住したものと思われるが、その所持する庄内所職等についてはつまびらかにし得ない。

註² 田原氏である。弘安年間とすれば、大友田原系図によれば田原基直であろうか。

註³ 地頭による押領は、百姓名を地頭名とする押領と、庄官進止の区域を地頭進止の区域に組み込む方法の二つがあつたろうと思われる。妙直殺害事件は前者に類するものではないかと思われ、次に述べる重安名に関する争論は後者に属すると考えられる。

3

元弘三年、所謂元弘・建武内乱が始まると、田染庄に隣接する田原別符地頭田原直貞・貞広等は後醍醐天皇方に従い、戦後、国東郡香地庄地頭職三分二その他を勲功の賞として宛行われた（入江文）。（書二）田染庄内糸永名地頭曾弥崎氏の動きはわからぬが、おそらく田原氏と行を共にしたものと考えられる理由がある。

この時期の在地の動勢については詳しいことはわからないが、おそらく田原氏と行を共にしたものと考えられる理由がある。（註¹）

建武五年、田染神主宇佐定基は、武家の仁田原盛直に属して種々放埒を致したので、宮寺食議の上神官名帳を解かれ（永弘二）、同じく田染一分領主孫三郎宣基は、北朝に属して

が、元弘三（一二三三）年、西に隣接する来縄郷石丸名・宇佐郡散在名田畠・封戸郷内数ヶ所に、武威をかりて甲乙人らが違乱、妨げを起し、為に穫稻・在家役以下の臨時雜役を免ずることができなくなつてゐる（小山田文）。田染庄では、この前後に永正名に対して田原盛直とその家人兵エ次郎が乱妨を行つた（永弘二）こと以外にはわからない。

山城国八幡合戦に参加し(永弘二)、為にこれもまた神官名帳を解かれたらしい(中野櫻能「地」)。おそらくこの八幡合戦といふのは、建武三年尊氏の上洛と共に東上した田原直貞の軍中に於てのことであつたろうから、前記尚基・宣基等の田地渡与・寄進は、彼らが建武内乱の開始を機会に田原氏への連繫の方向に踏み切つた時点での、いわば手土産であつたのかかもしれない。そして、この時点を境に、例えば建武四年には一族を催すべきの執達を出しており、完全に宇佐宮から離れてかつての敵手たりし武家側に立つことになつていくことになるのである。そしてまた、宇佐氏が田染氏を称するようになるのもこの時期であつて、宇佐氏から田染氏への転化は、そうした彼の立場の移動の上に行われたのである。

ところで問題は、この様な定基・宣基らの急激な転身が如何なる事情によるものかという事であるが、この点については残念ながら私は明らかにし得ない。しかし、例えば嘉慶四(一三二九)年に糸永名地頭曾弥崎道西は田地二丁二反、畠地二丁八反を、親子の儀をもつて田原貞広に護り与えていたが(永弘二)、かつて正和興行の時期から宇佐氏と対立して

来た曾弥崎氏のかかる田原氏への連繫は、宇佐氏の立場をます／＼困難なものにしたであろう。建武二年、永正名田地屋敷荒野に対する田原盛直の妨を止め、下地を宣基に沙汰付くべしという牒が出されているが(永弘二)、この様な一片の布令は在地に於ては無力であつたに違いない。盛直と直平、あるいは貞広の関係がこの時期にどんなふうであつたかはわからぬが、曾弥崎氏を連繫せしめる程の田原氏の強勢だけが在地における唯一の現実的な力であつたといえるのではないかろうか。そして、その様な情勢の中で、宇佐宮のではなく、宇佐氏自身の存立を守る為には、仮にそれが宇佐宮との関係を悪化させるものであつても田原氏への連繫以外に道はないかつたということは、十分に推察できるのである。

から結論し得るといえよう。

註¹ 後述するが、この時期までに曾弥崎氏は田原氏に連繫しているのである。

4

ところで、神官名帳を解かれた宇佐氏が相伝知行し来つた

ところの田染庄内重安・恒任・永正・小手則・末次らの諸名田畠等であるが、これは宇佐神宮の決定により、闕所として社家知行となるべき所を、由緒あるによつて田部氏女に領掌せしむることになつてゐる(永弘二)。しかし、正平二(一三四七)年に、事情があつて、おそらく重安名半分は香志田藤五入道なるものの子息藤原内重に、残り半分は田部氏女相伝ということになり(永弘三)、更にこの内重は、少くとも正平一五(一三六〇)年には田部氏女の養子となつてゐる(永弘三)。田部氏女なるものの系譜などはよくわからないが、康永三(一三四四)年の大友氏奉行人奉書并代施行状等案という文書(永弘二)によると宇佐宮雜掌であつたらしく、また内重は、正平一一(一三五六)年には権惣檢校となつてゐるから(永弘三)、その前歴はわからないとしても、今や、神官名帳を解かれた定基らに代つて、田染庄における社家を代表するものとなつたと考えられる。(註¹)

こういう情勢に対し、五ヶ名が田部氏女に領掌せしめられたその年、田原別符地頭田原貞広、田染庄糸永名地頭曾弥崎道西らは、この五ヶ名田畠押領の挙に出(永弘二)、暦応四年にも重安名以下名々に於て重ねて違乱を致してゐる(永弘二)。

定基・宣基らにとつて、こうした情勢の展開は、彼らの在地における(土豪的)存在を維持するのに非常な困難さを加えるものである。そこには、飽まで自己を独立した在地勢力として維持する為に、田部氏女・内重および田原氏・曾弥崎氏と三つの争を展開してゆくか、または、余儀なく踏み出した田原氏への連繫の方向(おそらくは田原氏が築きあげてゆくであろう領主制の中に組みこまれることになるであろう方向)へ進んで、庄内における自己の存在を守るか、その二つの道しか残されていないといえる。そして、前者が不可能であることは、正和前後から建武までの経験が示している。結局とり得る道は後者しかなかつたのである。

即ち、まず暦応四(一三四一)年、定基は、長野石馬一郎・田原盛直らと共に、守護代官が田部氏女に沙汰付けるべく永正・小手則・末次名にのぞんだ際、異議を申し立てて動か

ぬという抵抗を示して妨害し（永弘二）、翌年には、名に楯籠

り、多勢を引率し、何ケ度仰下さると雖も当名を退去すべからず、身命を捨つ可し、と称えて御使に対し合戦を致さんと擬し、神人等を擄める抵抗を示しているのである（永弘三）。

正平一一（一三五六）年には田染孫三郎入道宣基は、重安・

末次・恒任・永正・小手則名に打入り乱妨狼藉し、守護大友

氏時から停止を命ぜられており（永弘二）、正平十四年には、（七七）

更に西隣来繩郷内小野名に打入り、放火・刈田已下之種々悪

行狼藉を致して、遂に宇佐大宮司以下神官等の會議により、

神領内出入を禁じられている（^{註2}永弘三）。こうした執拗な抵抗

の末、正平十五（一三六〇）年、件の五ヶ名中、永正名内末

正居屋敷以下を藤原内重知行とするほかは、残る恒任・永正

及び末次名内蘭田五反以下を宣基に去渡すべきの御教書が出

され（永弘三）。

一応の成果を收めることができたのである。

この様な経過の中に見られる様に、かつて田染庄における

宇佐宮の庄官としての田染神主宇佐氏は、元弘内乱を界に建

武内乱期にかけて、急速に宇佐宮の敵手となつてゆくのであ

る。そして、それも彼がもとく田原・曾弥崎氏らと違うものであるが故に、この様な情勢の中では却つて最も行動的な

敵手となつた訳である。^{註3}

そして以上の経過の中で、宇佐氏から田染氏への転化が行われたのであるが、その転化の中には、在地庄官級土豪の、建武・南北朝内乱期の深刻な苦惱がこめられていたのである。

註1

永弘三六八文書によれば、香志田妙円なるものは香志田村地頭職を所持しているが、おそらくそれは現宇佐郡香下の地であろう。地頭職を持つものがどうして宇佐社家へ繋つたのかわからぬが、ともあれ内重は田染庄へ外から乗り込んだのであつたろう。田部氏女が難掌と呼ばれていることも、おそらく彼女が内重と同じく庄の外から乗り込んだのではないかという事を推測させる。

註2

神領内出入禁止ということは、宇佐宮神官であつたものにとっては極めて大きな打撃であつたろうと思われる。この決定は宣基に対して出されたものであるが、しかし宣基にしろ定基にしろ、彼らの行動が何れはこうした決定を引き出すであろう事は当然考慮したであろう。しかも自己の庄内での存在を守る為とは言え、父祖以来その神官として彼らが生きて来た宇佐宮との関係を断つということは、客観的には止むを得なかつたとしても、相當に果斷な性格を必要としたに違ひない。

註3 今までその権威を一つの拠り所として自己を保つていたものが、その権威を失つたとき、なお自己を保ち続ける為に、それ

は必然である。

5

ところで、こうした宇佐氏から田染氏への転化は、かつて十三世紀中は、庄官とした庄内名主以下の成長を抑える様に防いた。その立場を棄棄することに他ならない。しかし、それは同時に、おそらく名主以下の成長を抑えきれなくなつたが故に、宇佐氏から田染氏への転化が結果されたともいえるのであつて、例えば応安五（一三七二）年、田原直平が幾多勢を率いて重安・永正・恒任・小手則・末次名等に打入り、作稻を刈取り、神宝を破損せしめ、神人等を刃傷・打擲する事件が起つているが（^{七九三}）。その悪行人交名の中に、辨分田口入道・永正兵エ二郎入道・松尾彦九郎行妙などの名が、その他若党仲間下部数拾人不知名字と共に出てゐるのである。このうち永正兵エ二郎は、建武二年、田原盛直が永正名に乱妨を行つたときの盛直家人兵エ次郎と同一人物であるかどうかは全くわからないが、おそらくは永正名内に名主職を持つものであろうし、松尾彦九郎は、弘安一年の宇佐春基田地配分状の中に出で来る永正名内松尾屋敷加前田廿、あるいは正和六年の忠基が曾弥崎道西を訴えた申状中の、永正名内松

尾・両子園内田畠一町を思い出させるのである。園といふ語は、畿内における在家を意味するらしいし、屋敷という語もおそらくそれに類する語であろうから、これは畿内で十三世紀中に起つた在家の進化による新名主ないし二次的名主の成立に相当するのではないだろうか。辨分田口入道も、田染庄

辨分内居住のおそらく名主級のものであろう。

この様な名主以下の成長があり、しかも彼らが強大な田原氏などとの連繫を深めてゆけば、宇佐宮という急速に色あせつつある古代的権威によつて在地に勢力を維持することが不可能なことは明らかである。その在地における勢力は、（庄官の地位を解かれた後に残るものは結局、春基・定基らによつて集積された名田であつたろうから）永正兵エ二郎や松尾彦九郎らの様な名主層と肩を並べ、神官名帳を解かれる代償を支払つても田原氏に連なることで、その所有する名田を守ることによつてしか維持できなかつたのである。

註¹ 松尾彦九郎は至徳二（一三八四）年にも、その後、定基子孫番長重輔に領知せしめられた永正名半済分に対し押妨している（^{七九七}）。このことは、松尾彦九郎らの攻撃の対象が、宇佐社家による庄園制的支配＝社家・庄官の体制であつた事を示しているのではないかろうか。